

JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）にかかる渡航支援金について

世帯の所得金額（父母がいる場合は、父母の合算額）が以下の基準を満たす場合に、渡航費として16万円が支給されます（基本的には渡航開始後の初回の奨学金と同時に支給となります）。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

※1 年間収入金額は、必要書類が①源泉徴収票の場合は「支払金額」欄、②確定申告書（控）の場合は「所得金額」欄の金額で確認します。

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※3 養育費は収入に含みません。

支給を希望する場合は、以下の1～3を確認の上、必要書類を渡航開始月の2か月前の15日までに提出してください。（例、8月30日出発→6月15日まで／9月1日出発→7月15日まで）

<<必要書類は、家計支持者や世帯の構成によって異なります>>

1. 派遣学生が父母等に扶養されている場合

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母双方	・父の所得を証明する書類 ・母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」（様式R-3）
父母のいずれか	・父又は母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」（様式R-3）
父母以外 （例：祖父母、兄）	・父母以外（複数いる場合は全員分）の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」（様式R-3）

※1 父母が別居していても、離婚が成立していない場合は、父母双方の書類が必要です。

※2 離婚により同居している親とは別の親に扶養されている場合、提出対象者は同居している親となります。親元を離れて暮らしている場合は、帰省先等の親としてください。

※3 父母以外に扶養されていても、父母双方又はいずれかが同居している場合は、提出対象者は父母双方又はいずれかとなります。

※4 所得を証明する書類については「3. 所得を証明する年及び書類」を参照

2. 派遣学生が独立生計者の場合

独立生計者と認定するためには、以下の①～③を満たしていることを書類により証明する必要があります。証明できない場合は、父母等に扶養されているとみなします。

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者

②父母等と別居している者

③派遣学生本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされている者

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学生の所得（38万円以上）を証明する書類 派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時3か月以内に発行されたもの 「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）
派遣学生及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学生及び配偶者の所得（双方の合算で38万円以上）を証明する書類 派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時3か月以内に発行されたもの 派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時3か月以内に発行されたもの 「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）
<p>【派遣学生（及び配偶者）の所得が38万円未満の場合】 所得が38万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金（給付型又は貸与型）を受給している者 平成30年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類 ※平成30年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。 ※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限ります。奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し ※3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

※ 所得を証明する書類については「3. 所得を証明する年及び書類」を参照

3. 所得を証明する年及び書類

原則、平成30年中の所得で、(1) 家計基準を満たしているか確認してください。ただし、2019年6月頃までに派遣学生として登録する者で、平成30年中の所得証明書の発行が間に合わない場合は、平成29年中の所得証明書で構いません。

所得を証明する年	所得を証明する書類
平成30年中	<p>市区町村役場発行の所得証明書（写し可） ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例：課税証明書、非課税証明書、など</p>

※1 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書（平成30年1～12月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。

※2 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類で確認しても構いません。その場合は、

必ず平成 30 年中の所得を確認してください。複数の収入がある場合は、それぞれについて証明書類が必要です。

提出対象者	所得を証明する書類
給与所得の場合	源泉徴収票の写し <ul style="list-style-type: none">・ 給与所得のみの世帯 ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。・ 給与所得以外の所得を含む世帯 ※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。
給与所得以外の場合	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し <ul style="list-style-type: none">※確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認してください。※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。※電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出させてください。